

京都市告示第 177 号

平成16年3月31日付け京都市告示第466号（公印の新調）の一部を次のように改めます。

平成27年 6月1日

京都市長 門川 大作

項目	変更前	変更後
用途	北区役所福祉部保険年金課における老人保健業務に伴う申請事務	北区役所福祉部保険年金課における重度障害老人健康管理費業務に伴う事務
	上京区役所福祉部保険年金課における老人保健業務に伴う申請事務	上京区役所福祉部保険年金課における重度障害老人健康管理費業務に伴う事務
	左京区役所福祉部保険年金課における老人保健業務に伴う申請事務	左京区役所福祉部保険年金課における重度障害老人健康管理費業務に伴う事務
	中京区役所福祉部保険年金課における老人保健業務に伴う申請事務	中京区役所福祉部保険年金課における重度障害老人健康管理費業務に伴う事務
	東山区役所福祉部保険年金課における老人保健業務に伴う申請事務	東山区役所福祉部保険年金課における重度障害老人健康管理費業務に伴う事務
	山科区役所福祉部保険年金課における老人保健業務に伴う申請事務	山科区役所福祉部保険年金課における重度障害老人健康管理費業務に伴う事務
	下京区役所福祉部保険年金課における老人保健業務に伴う申請事務	下京区役所福祉部保険年金課における重度障害老人健康管理費業務に伴う事務
	南区役所福祉部保険年金課における	南区役所福祉部保険年金課における

老人保健業務に伴う申請事務	重度障害老人健康管理費業務に伴う事務
右京区役所福祉部保険年金課における老人保健業務に伴う申請事務	右京区役所福祉部保険年金課における重度障害老人健康管理費業務に伴う事務
西京区役所福祉部保険年金課における老人保健業務に伴う申請事務	西京区役所福祉部保険年金課における重度障害老人健康管理費業務に伴う事務
西京区役所洛西支所福祉部保険年金課における老人保健業務に伴う申請事務	西京区役所洛西支所福祉部保険年金課における重度障害老人健康管理費業務に伴う事務
伏見区役所福祉部保険年金課における老人保健業務に伴う申請事務	伏見区役所福祉部保険年金課における重度障害老人健康管理費業務に伴う事務
伏見区役所深草支所福祉部保険年金課における老人保健業務に伴う申請事務	伏見区役所深草支所福祉部保険年金課における重度障害老人健康管理費業務に伴う事務
伏見区役所醍醐支所福祉部保険年金課における老人保健業務に伴う申請事務	伏見区役所醍醐支所福祉部保険年金課における重度障害老人健康管理費業務に伴う事務

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)